

## コンテンツ専門調査会企画ワーキンググループにおける意見募集の結果について

2006年10月16日  
内閣官房  
知的財産戦略推進事務局

### 1. 実施期間

2006年9月7日(木)～2006年9月28日(木)

### 2. 実施方法

首相官邸ホームページへの掲載によって周知を図り、電子メール、FAX及び郵送によりコメントを受け付けました。

### 3. 提出されたパブリックコメントの件数

90件(うち個人76件、団体7件、不明7件)

### 4. ご意見の取扱いについて

いただいたご意見については、専門調査会での今後の検討の参考とさせていただきます。  
意見全体については、別途、首相官邸のホームページに掲載する予定です。

### 5. パブリックコメントの概要

いただいたご意見の概要は次ページ以降のとおりです。

# ご意見の概要

## 1. 全体

### 通信・放送に関する法体系の検討

- ・ 地上放送局がIPによりコンテンツを放送と同時に伝送する場合には、これを著作権上も「放送」として認め、かつ伝送区域も「県域免許」の域外にも認めるべき。
- ・ IPによるコンテンツ伝送では、総務省の音頭でIP受信機能と課金処理を標準化すべき。
- ・ 通信技術ごとに放送法・有線放送テレビジョン法などに、コンテンツ保護は著作権法に委ねられる現行の通信・放送に関する法体系は、論理的で、現行のままで十分運用可能。
- ・ IPマルチキャスト放送は、自主放送も含めて「有線放送」の扱いとし、これに伴って、IPマルチキャスト放送に有線放送並みに同時再送信義務と裁定利用への道を拓くべき。

### 著作権法の在り方に関する検討

- ・ 既存の著作物を利用したパロディ作品については、著作権及び著作者人格権侵害とならないような制限規定を設ける。
- ・ 著作権保護が過剰になると、知的財産が貨幣価値に変換され、知的財産の共有および知的財産の本質的発展を阻害する。
- ・ 製作費を出資しなくても下請けの制作会社には二次使用料を受け取る権利があることを著作権法に明記すること。
- ・ 日本放送協会が製作した著作物は著作権の対象外とし、国民の共有財産として自由に利用できるようにすること。原作者・実演家・制作会社には二次使用料に代わる正当な報酬を支払う。
- ・ 現行著作権法における権利制限規定は、デジタルコンテンツ時代に対応したものとは言い難く、デジタルコンテンツ時代に対応した権利制限のあり方について、検討すべき。
- ・ 著作権法のあり方を含め、権利者の利益および利用者の利便性に十二分に配慮したコンテンツの利用環境のあり方について検討および整備を進めるべき。
- ・ 「日本版Google」となる経済産業省の「情報大航海プロジェクト」について、フェアユース規定なくして実現できない。
- ・ 著作権が成立するためには、世界で自分1人しか書けない作品であることを要件とすべき。
- ・ 音楽産業にとって、複製は消費者の基本的な利用態様で、産業の根幹にある不可避の現象で

- あり排除すべき対象ではない。例外的なマイナス行為の規制や対価の徴収方法を議論すべき。
- ・ 「違法複製物等であることを知りながら行う私的使用のための複製」を、著作権法第30条第1項にいう「私的使用のための複製」から除外する著作権法の改正を行うべき。
  - ・ 欧米に追随した著作権保護期間の延長には反対。
  - ・ 国民全体が著作物の恩恵(それは経済的にも文化的にも)を受けるためには、保護期間延長よりも、フェアユース法理導入、著作権保護期間の現行維持、著作権が存続する期間内でもパブリックドメインとしての扱いを宣言する、クリエイティブ・コモンズ利用の促進などによる利用の促進および新規制作へのインセンティブを確保することが必要。
  - ・ 著作権が延長されると、非常に文化的価値のある青空文庫というウェブサイトのコンテンツが大幅に削除される。国民の教養を育むためにも著作権延長の実施には反対。
  - ・ 著作権は一身専属的な性格を有し、作者の死後、著作権を承継した者をこれ以上保護する必要はなく、公共物として広く利用を認めるべきであって、著作権保護延長に反対。
  - ・ 著作権を延長する場合には、発表後の期間に係わらず、一定以上の著作物の流通が無くなったら、その著作物に関する著作権を消滅させるべき。
  - ・ 社会的基盤としての図書館は、著作権法にしばられて本来の機能を果たせておらず、著作権の保護期間を延長することは、わが国の文化芸術の発展の大きな阻害要因になる。
  - ・ 著作権の保護は、新しいコンテンツの創造力の低下を招きかねず、保護期間延長には反対。
  - ・ 著作権保護により、一時的な利益の為に作品を死蔵させてしまうことになり、保護期間延長には反対。
  - ・ 著作権の保護期間を延長することが社会的に許容されるのは、その結果、利用者が被る著しい不利益をも上回るようなマーケットの大きな伸張が确实視される場合のみ。
  - ・ 実際に利益を上げている著作物は、必要であれば許諾の交渉を行うことができるので、経済的利益を継続する場合の著作権保護期間延長は死後75年に限り認める。
  - ・ 国立国会図書館が提供している「近代デジタルライブラリー」における原資料の公衆送信のためには、かなり煩雑な手続きがあると報じられており、この点から、著作権保護期間延長は、この有益なプロジェクトの推進を妨げるものであり、反対。
  - ・ パブリックドメインに入った作品が、次の世代のコンテンツを産み出すための土壌となることが創造のサイクル。このサイクルが健全に、速やかに回るようにすることがコンテンツの振興に繋がるため、著作権保護期間延長には反対。

- ・ 著作権の保護期間延長問題については、制作者だけが描かれるのではなく、流通に携わる者、消費者が描かれて初めて完成するコンテンツ産業のグランドデザインを描く中で議論されるべき。
- ・ 私的録音録画補償金制度は、即刻撤廃すべき。デジタル機器等の購入後、私的録音録画以外の用途に用いたことを証明して返金を求めるのは、郵便代等で赤字になり、この規定は空文。
- ・ デジタルコンテンツ時代における私的録音録画補償金制度のあり方について、著作権法30条で許容する私的複製の範囲を明確にした上で、制度の廃止を含めた検討を行うべき。
- ・ 「無料放送を私的に録画する権利」の明確化を要望。また、デジタルの無料放送が「コピーワンス」であるならば、私的録画補償金は廃止すべき。
- ・ フェアユース規定を早急に用意し、フェアユースとして無償・自由が保証されなければならない私的複製の範囲を特定することが私的録音録画補償金制度の検討に必要。
- ・ デジタル放送におけるコピーワンスの堅持と私的録音・録画補償金の対象機器のHDレコーダ、PCへの拡大を要望する。

### **コンテンツ促進法の見直し**

- ・ コンテンツが青少年等に及ぼす影響について十分配慮することになっているが、表現の自由についても最大限配慮されるべきであり、レーティング/ゾーニング以外の方法には問題がある。表現の自由を重視したコンテンツ促進法の見直しを求める。

### **再販売価格維持制度の見直し**

- ・ 独占禁止法第21条(著作権法等による権利行使の適用除外)、第23条(再販売契約維持契約)は早期に廃止すべき。また、推進計画では再販制度は廃止ないし廃止を前提に見直すことを明示すべき。
- ・ 再販売価格維持制度の撤廃が必要である。CD(レコード)については、還流防止措置という著作権法による保護も受けており、二重保護の状態。

### **コンテンツ振興全般について**

- ・ コンテンツ振興対策の立案と実施の最適体制を樹立するため、内閣知財戦略本部の所掌から「コンテンツに関すること」を独立させて「文化・コンテンツ振興内閣本部」を設置する。

- ・ 関係各省庁に、「文化・コンテンツ振興本部」を新設し、各省庁の総力を、各所管する文化・コンテンツ分野の振興に結集する。
- ・ WGの位置づけとしては、調査研究(アセスメント)にとどめ、意思決定を伴う検討は、まず民間の実践事例からのボトムアップを主軸に、国民のコンセンサスのもと十分かつ自由な討議の上でなされることが適切と考える。
- ・ 「産業遺産」の保全と次世代へのコンテンツ継承に必要な施策の実施を求める。
- ・ 知的財産戦略本部は、さまざまな知財の生産者側権利をいっしょくたに捉え、議論している感がある。
- ・ 著作物の再流通が自由であることの再確認を求める。
- ・ 利用者側の権利が意識されなければ、著作権が産業を保護するあまりに利用が阻害されるようになるため、コンテンツが創作され、循環する時代は実現しなくなる。
- ・ 映画鑑賞料金の多様化については、一定の条件下での割引を、業界横並びで実施しているに過ぎない。

## **2 . 技術開発**

### **コピーワンスの見直し**

- ・ 音楽配信におけるファイル形式・DRM間で互換性を確保することが必要。法律での義務づけも検討すべき。
- ・ コピーワンスが、地上デジタル放送移行への不当な出費と相まって、地上デジタル放送が全く普及していない原因。
- ・ ユーザーに配慮したプロテクションシステムの採用については、エンドユーザーをも含めたオープンな議論とそれに使われたデータ等も早いタイミングで公開していくべき。
- ・ デジタル放送を、HDレコーダは壊れやすいからとして、コピーし放題にしようとしているが、録画機の性能問題であり、メーカーの問題を著作権者の犠牲の上に解決しようとすることに反対。

## **3 . 海外展開**

### **国際競争力の強化**

- ・ 日本製のものに決定的に欠けるのは「ストーリーテリング」である。コンテンツ産業保護政策を続けていけば、このまま質の低下が進んで海外競争力を更に失っていくことになる。

- ・ 海外進出を望むJ-Popユニット(プロアマ問わず)を対象とするコンクールを年1回開き、その優勝者には、補助金(海外進出費用)を付ける。
- ・ 海外のDJ等を定期的に日本に招来し日本の音楽文化等に触れさせるとともに、海外のDJからの照会に答えて適切な楽曲を紹介するシステム及び人材を養成する。
- ・ J-Popの歌詞や楽曲の解説等を各国語に翻訳できる人材を養成するとともに、この者たちに翻訳を依頼する場合の翻訳報酬等に補助金を付ける。

### **還流防止措置について**

- ・ 音楽CDの還流防止措置について、具体的にはどのような時期にどのような方法で検証していくのかを公開すべき。
- ・ 日本法人が企画・編集し原盤権を保有している洋楽アーティストの還流防止措置は、音楽ファンの信頼を著しく損なう行為であり、レコード協会及び会員企業に対しては徹底した再発防止を指導すべき。
- ・ 還流防止措置について、最初の適用期限である2009年度を迎えてもレコード協会が法案審議に際して提示した目標数値を達成する目処が立たない場合は、直ちに廃止すべき。
- ・ 還流防止措置について、「アジア市場への積極進出」の効果の有無を検証するのであれば、タイトル数だけでなく国・地域別の生産・出荷枚数や法施行前との比較数値を挙げるべき。
- ・ 還流防止措置については、アジアへの邦楽CDライセンスが進んでいるのか否か、また還流盤を止めたことで当該CDの日本盤売り上げに回復のきざしがあるのか否か検証すべき。

## **4 . 海賊版対策**

### **盗撮された映像の流出対策**

- ・ 現行の著作権法では処罰できない劇場内盗撮やDVDのリッピング等の行為についても処罰できる様な、少なくとも「違法行為」であることを明記する様な、著作権法の改正を望む。
- ・ 劇場内で無断盗撮された映像の違法流出への対策に関しては既に劇場側の施設管理権によって対処が可能。

## **5 . 新し**い**メディアを**活用**した**コン**テンツ**流**通**

### **マルチユースを前提にした契約の徹底**

- ・ 最初からオンラインでのみ配信することを予定している映像作品等についても、商用レコードに収録されている音源を適正なライセンス料で使用できるような枠組みを作るべき。
- ・ 実演家の現状については、著作権・肖像権の保護が問題なのではなく、その活動における契約慣行の問題。

### **著作権等管理事業者制度の活用など**

- ・ JASRAC、RIAJなどの独占的団体を解体・分割しない限り、独占的地位にある団体による市場独占に伴って生じる種々の弊害を免れることは出来ない。
- ・ 聴衆からの投げ銭等が一定水準(例えば、15万円/月程度)以下にとどまるストリートミュージシャン等は、JASRAC等に許諾料を支払わずに管理楽曲を実演することができることとする。
- ・ 音楽配信にかかる集中管理こそ今必要なものであり、これが進まないのであれば音楽配信にかかる公衆送信権の扱いを禁止権から報酬請求権に切り下げる必要がある。

### **アーカイブスの活用**

- ・ デジタルアーカイブ化による作品公開と支援を推進すべき。
- ・ 著作権保護期間の満了したレコード盤は国立国会図書館近代デジタルライブラリーで取り扱い、放送に関してはNHKアーカイブスをインターネット上で公開することや民間放送局が保有する番組資産の公開支援を引き続き検討すべき。
- ・ アーカイブの構築に際し、著作者の死後もしくは公表後、権利所在が不明となっている著作物について、文化庁長官による裁定制度の利用を促進すると共に、必要な手続きの簡素化を推進すべき。
- ・ 調査会において、民間のアーカイブ事業者を招き、その活動を今後の新たなコンテンツ創作に直結させる具体策について真摯に検討されるよう要望する。

### **その他コンテンツ流通の促進**

- ・ 放送番組の二次利用促進と同時に、無償もしくは安価に放送番組の二次利用をエンドユーザーが行えるしくみが必要。

- ・ YouTube によって顕在化したユーザーニーズをどうビジネスに活かしていくかを考えるべき。
- ・ 一定の品質を下回る形で複製・公衆送信することについては著作権が及ばないとする。
- ・ モバイル向け音楽配信市場の一層の拡大のため、権利者団体、携帯キャリア事業者等関係者が一堂に会して対策を協議する場を設置する等、違法掲示板サイト等の根絶に向けた取組みを国が積極的に支援する。

## **6. その他**

### **日本ブランドについて**

- ・ 「Kaiseki」の単語が国内外で無国籍料理の商売に利用されるおそれがある。政府が何かしらの証書を発行し、世界に発信すれば、正しい認識の「Kaiseki」の地位が守られ、日本の食文化も壊されない。

### **表現に対する規制について**

- ・ 証拠・根拠なく、表現の自由を奪い、漫画・アニメ・ゲームの楽しみを奪うような法案には反対。
- ・ 韓国での青少年保護法やアメリカでのコミックコードなどの規制法が施行された結果、全てコンテンツ産業を衰退させる結果になったことを考えると表現規制提案があっても拒否するべき。
- ・ デジタルコンテンツの中長期的な振興を大いに阻害する要因として、科学的根拠や法的根拠に基づかない過度の表現規制が懸念される。
- ・ メディア規制法は、ポップカルチャーの後退を招きかねず、民主主義国としての後退。
- ・ 警察庁の研究会によって表現の自由が制限されるとコンテンツの振興に悪影響を与えかねない。
- ・ 抽象的な規制は、コンテンツの振興に関して悪影響を与える。表現の自由にも関わることなので最低限の非抽象的な規制に留めるべき。
- ・ メディアに対する政治的な介入は避けるべき。メディアの良し悪しは受け取り手が決めるべきであって、受け取り手のメディアリテラシーの教育が重要。